

「国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金」、「土地改良施設使用料」及び「下水道受益者負担金」の滞納処理に係る  
最終報告書

令和5年9月  
北海道森町  
(農林課、上下水道課)

令和3年度に発覚しました「国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金」、「土地改良施設使用料」及び「下水道受益者負担金」の滞納処理につきましては、令和5年3月に中間報告させていただきました。

この度、最終報告書を取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

## 1. 訴訟の提起について

町では、歴代の町政執行者に対し不適切な事務処理に係る聞き取を試みましたが、全く応じてもらえない理事者もあり、全容の把握には至らなかったため、訴訟により歴代の町政執行者の責任を追及し、そのうえで現在の町政執行者である私どもや、在職している管理職の責任のあり方について、最終報告という形で町民の皆様にお示したいと考えておりました。

そこで、訴訟を提起するにあたり、まず当町の顧問弁護士に相談いたしました。

当町の顧問弁護士の見解は、「訴訟を提起することは困難である」というものでした。

理由については、①国家賠償法の適用により公務員は民事上の責任を負わないこと、②民法上の損害賠償請求では、請求権はその事実を知った日から3年で消滅時効を迎えることになり、この場合、いつがその起算日となるかが問題となるが、滞納処分等の事務処理が行われていないことはかなり以前から組織内では周知のことであるのだから、すでに消滅時効が完成していると思われること、③損害額を確定することが困難である<sup>(※1)</sup>ことが挙げられるということでありました。

町では別の弁護士の見解も仰ぎたいと考え、次に北海道町村会の顧問弁護士が代表を務める法律事務所に相談しました。

国家賠償法の適用場面でないということは当町顧問弁護士の見解と一致したところではありますが、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求の可能性を検証するため、4月27日には本件に携わった管理職3名の聞き取りを法律事務所で行いました。

その後、訴訟提起に関する見解が示されましたが、内容としては「前町長、元町長について、それぞれ故意及び過失の立証は困難であるので、前町長及び元町長の法的な賠償責任の追及も困難である」というものでした。

理由については、関係職員からの聞きとりの結果、①前町長及び元町長からの具体的指示が認められないこと（「故意」が認められないこと）、②①により前町長、元町長に指揮監督義務違反（過失）が認められないことが挙げられるということでもあります。

なお、損害額については、賠償責任が認められなければ、賠償額の判断に進めないとして、議論されることはありませんでした。

また、当町顧問弁護士同様に訴訟提起における3年の消滅時効が完成しているとの判断となる可能性も相当程度あるとの見解が示されました。

以上のことから、町が訴訟により、歴代の町政執行者の責任を追及することは困難であると判断いたしました。

（※1）損害賠償請求における損害額とは。

本件問題における不適切な事務処理は大きく分けて、①時効消滅した債権の不納欠損処理を怠ったこと、②時効中断措置を怠り時効による債権消滅を招いたこととなります。

このうち、①については、時効期間満了により当然に債権は消滅するため、不納欠損処理の有無は損害の有無に影響を及ぼすものではありません。つまり不納欠損を怠ったことによる損害は生じず損害賠償を求めうる損害には該当しません。したがって、不適切な事務処理として損害賠償を求め得る対象は②時効中断措置を怠り、時効による債権消滅を招いたことに基づくものに限られますが、仮に時効中断措置を行っていたとしたら、いくら徴収できたのか（時効中断措置を行わなかったことにより本来であれば徴収できたであろう債権を徴収できなかった額＝損害額）を算出するのが困難であるというものです。

## 2. 責任の所在について

歴代の農林課長においては、当該債権について内払管理簿に基づき適切な時効管理が行われている認識であったとしても、担当職員によって適切に内払管理簿が管理、使用され、当該債権の時効管理が適切に行われているかについては指導監督すべき義務があったものと認められます。また、上下水道課長においては、技術職であり債権回収についての知識が乏しいとはいえ、知識の無いことを理由として指導監督義務を免れることにはならないものと考えます。したがって、適切な時効管理がなされているかを確認することなく当該債権の時効消滅を招いたこと等について、歴代担当課長の債権管理上の指導監督や引き継ぎ内容に改善すべき点が認められました。

当該債権については時効消滅を防止することが叶いませんでしたが、在職している歴代の担当課長には職務上の義務違反に対する責任の確認をいたしました。

しかしながら、中間報告でもお示ししているように、今日に至るまで関係課全てにおいて債権管理の体制強化と知識や情報等の共有に努めており、大きな改善に至っている状況でございます。引き続き再発防止に全力で取り組み、町民の皆様からの信用と信頼が回復できるように、全力で努めてまいります。

責任の所在については、歴代の町政執行者からの聞き取りができなかったため、全容の把握ができず明らかにすることができませんでしたが、中間報告書にも記載させていただいたとおり、歴代の町政執行者は、債権の回収機会を確保するために必要な指示を出さずに黙認してきたことは事実であり、その責任が非常に大きいと判断しているところです。

前述のとおり、町が訴訟により歴代の町政執行者の責任を追及することは困難であると判断いたしました。私達は適切な債権管理を行うための指導監督体制を、歴代の町長が最高責任者として構築しなければならなかったと捉えております。

最後に

「国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金」、「土地改良施設使用料」及び「下水道受益者負担金」に係る不適切な事務処理につきましては、計画的に納付された受益者をはじめ町民の皆様に改めて深くお詫び申し上げます。

町政は継続しているという考えに基づき、町長及び副町長について、町長の任期末である令和6年10月18日までの間、給料月額の10%を減額する条例案を次期議会に上程させていただくことを申し添え、最終報告といたします。

令和5年9月

森町長 岡嶋康輔